

広島県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

鹿島縣知事 湯嶋英彥

所在 地	土砂災害警戒区域	区域の名称	市原川(一)a)
広島県呉市安浦町市原地内	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象類	土石流
表区域示の	表区域示の	表区域示の	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象類	
号三律の土戒定第区域の表二項及び規法 年施推砂区する条第二項及び規法 で政行進災域等土砂災害に對ける警戒 定令令に害に關防に砂二項及び規法 め第(一)平す止お災害にび る事十成る法策る警戒	号三律の土戒定第区域の表二項及び規法 年施推砂区する条第二項及び規法 で政行進災域等土砂災害に對ける警戒 定令令に害に關防に砂二項及び規法 め第(一)平す止お災害にび る事十成る法策る警戒	号三律の土戒定第区域の表二項及び規法 年施推砂区する条第二項及び規法 で政行進災域等土砂災害に對ける警戒 定令令に害に關防に砂二項及び規法 め第(一)平す止お災害にび る事十成る法策る警戒	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。